部長及び参事官　　警務発第355号
殿　　平成28年３月25日
所　属　長　　30年保存（口訓）
本　部　長

（沿革：H31.4.1一部改正）

警察署長章等取扱要綱の制定について（通達甲）

警察署長章等の取扱いに関し「警察署長章等取扱要綱の制定について（例規）」（平成14年12月16日高務発第668号）を定めているところであるが、高知県警察公文書管理規程（平成27年６月本部訓令18号）の施行により公文書種別から例規をなくすることに伴い、警察署長章等の取扱いに関し別添のとおり「警察署長章等取扱要綱」を定め、平成28年４月１日から運用することとしたので、誤りのないようにされたい。

別添

警察署長章等取扱要綱

第１　趣旨

この要綱は、署長、副署長及び署の次長（以下「署長等」という。）が、職制を明確にするために着装する記章（以下「署長章等」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

第２　着装

１　署長等は、高知県警察官の服制等に関する規程（平成31年３月本部訓令第４号。以下「規程」という。）第20条に規定するところにより、制服を着用するときは、職務上支障がある場合を除き、署長にあっては警察署長章を、副署長及び署の次長にあっては副署（次）長章を着装するものとする。

２　署長章等の装着位置は、規程別表第９のとおり制服の右ポケットの上とし、ポケットの上端中央からおおむね５ミリメートル上部に署長章等の下端中央が位置するよう着装するものとする。

第３　貸与等

署長章等は、署長等に貸与するものとする。ただし、署長等がその職を解かれたときは、後任の署長等に署長章等を引き継ぐものとする。

なお、署長章等を破損、紛失等したときは、別記第１号様式の署長章等再交付・取替上申書により県本部警務課を経由して本部長に上申を行い、新たな署長章等の貸与を受けるものとする。

第４　貸与台帳

県本部警務課長は、別記第２号様式の署長章等貸与台帳により、署長章等の貸与状況を明らかにしておかなければならない。

第５　管理台帳

署長は、別記第３号様式の署長章等管理台帳により、署長章等の引継状況を明らかにしておかなければならない。

別記

第１号様式（第３関係）

本部長　殿　　発第　　号

年　月　日

署長

署長章等再交付・取替上申書

署長章等について、下記のとおり上申する。

記

１　再交付又は取替えを要する品目

２　再交付又は取替えを要する理由

３　備考

第２号様式（第４関係）

署長章等貸与台帳

（　　章）

貸与職	貸与年月日	返納年月日	返納等理由
	年　月　日	年　月　日	
	年　月　日	年　月　日	
	年　月　日	年　月　日	
	年　月　日	年　月　日	
	年　月　日	年　月　日	
	年　月　日	年　月　日	
	年　月　日	年　月　日	
	年　月　日	年　月　日	
	年　月　日	年　月　日	
	年　月　日	年　月　日	
	年　月　日	年　月　日	
	年　月　日	年　月　日	
	年　月　日	年　月　日	
	年　月　日	年　月　日	

第３号様式（第５関係）

署長章等管理台帳

（　　章）

貸与者	受領印	貸与年月日	返納年月日	返納等理由
		年　月　日	年　月　日	
		年　月　日	年　月　日	
		年　月　日	年　月　日	
		年　月　日	年　月　日	
		年　月　日	年　月　日	
		年　月　日	年　月　日	
		年　月　日	年　月　日	
		年　月　日	年　月　日	
		年　月　日	年　月　日	
		年　月　日	年　月　日	
		年　月　日	年　月　日	
		年　月　日	年　月　日	
		年　月　日	年　月　日	
		年　月　日	年　月　日	

注　返納等理由欄には、「破損」、「異動」等と理由を簡記すること。